

## 法人県民税・事業税、地方法人特別税の申告について

### 申告書類・添付書類の提出

#### 1 確定申告書の提出期限

確定申告書の提出と税額納付の期限は、事業年度又は連結事業年度終了の日から2月以内です。必ず期限内に申告及び納付をしてください。

なお、会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合でも、延長の期間中は延滞金が発生しますのでご注意ください。

#### 2 関係書類の添付

確定申告書の提出にあたっては、次の区分ごとに必要な書類を添付してください。

これらの様式は、埼玉県税務課のホームページからもダウンロードできます。なお、郵送を希望する場合は所管の県税事務所までご連絡ください。

区分	添付書類		
繰越欠損金の控除をする法人	欠損金額等及び災害損失金の控除明細書（第6号様式別表9）		
複数の都道府県に事務所等を有する法人	課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）		
都道府県民税利子割の額を法人県民税法人税割額から控除する場合等（平成27年12月31日までに支払いを受ける利子割額に限られます）	利子割額の控除・充当・還付に関する明細書（第9号の2様式） 利子割額の都道府県別明細書（第9号の3様式） ※法人税法施行規則様式別表6（1）の写し		
法人税で欠損金の繰戻しによる還付を受ける法人	控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書（第6号様式別表2の3）		
外国の法人税等の額を法人県民税法人税割額から控除する場合	外国の法人税等の額の控除に関する明細書（第7号の2様式） 控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書（第7号の2様式別表1） 控除限度額の計算に関する明細書（第7号の2様式別表2）		
特定寄附金を支出して税額から控除する場合	特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書（第7号の3様式）		
非課税事業と課税事業をあわせて行う法人	所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）		
埼玉県に主たる事務所等が所在する法人	決算関係書類（損益計算書・貸借対照表） 法人税法施行規則様式別表4の写し		
	社会保険診療を行う医療法人等	医療法人等に係る所得金額の計算書（通達別紙第2号様式）	
連結法人	連結法人又は連結法人であった法人	課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書（第6号様式別表1）	
	控除対象個別帰属調整額が発生、又は当該額を法人税割課税標準額から控除する場合	控除対象個別帰属調整額の控除明細書（第6号様式別表2）	
	控除対象個別帰属額が発生、又は当該額を法人税割課税標準額から控除する場合	控除対象個別帰属税額の控除明細書（第6号様式別表2の2）	
外形標準課税法人	全ての外形標準課税法人	付加価値額及び資本金等の額の計算書（第6号様式別表5の2）	
	埼玉県に主たる事務所等が所在する法人	報酬給与額に関する明細書（第6号様式別表5の3） 純支払利子に関する明細書（第6号様式別表5の4） 純支払賃借料に関する明細書（第6号様式別表5の5） 決算関係書類（貸借対照表・損益計算書） ※課税標準額算定表 ※法人税法施行規則様式別表4、別表5(1)の写し ※製造原価報告書（製造業を行う法人のみ） ※販売費および一般管理費の明細書、営業外収益及び営業外費用の各明細書	
		労働者派遣等を受ける法人又は行う法人	労働者派遣等に関する明細書（第6号様式別表5の3の2）
		特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人	付加価値額に関する計算書（第6号様式別表5の2の2） 資本金等の額に関する計算書（第6号様式別表5の2の3）
		収入金課税事業をあわせて行う法人又は無償増資・無償減資を行う法人等	資本金等の額に関する計算書（第6号様式別表5の2の3）
	持株会社に係る特例の適用を受ける法人	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書（第6号様式別表5の2の4）	
	平成28年度税制改正の経過措置として法人事業税の控除を受ける法人	雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書（第6号様式別表5の6）	
		平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書（第6号様式別表5の7）	

※印の書類は任意提出書類ですが、申告書のチェックに必要となりますのでご協力をお願いします。

## 税 率

本書に記載した税率は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度分に適用されます。  
過去の事業年度分に適用される税率や申告書の詳しい作成方法等は、埼玉県税務課ホームページに掲載している「法人県民税・事業税、地方法人特別税申告書の記載の手引等」（詳細版）で確認してください。

### 1 法人県民税

#### (1) 均等割の税率

(単位：円)

事務所等所在の月数※1)		1月	2月	3月	4月	5月	6月
資本金等の額 (※2)	1千万円以下(※3)	1,600	3,300	5,000	6,600	8,300	10,000
	1千万円超1億円以下	4,100	8,300	12,500	16,600	20,800	25,000
	1億円超10億円以下	10,800	21,600	32,500	43,300	54,100	65,000
	10億円超50億円以下	45,000	90,000	135,000	180,000	225,000	270,000
	50億円超	66,600	133,300	200,000	266,600	333,300	400,000
事務所等所在の月数※1)		7月	8月	9月	10月	11月	12月
資本金等の額 (※2)	1千万円以下(※3)	11,600	13,300	15,000	16,600	18,300	20,000
	1千万円超1億円以下	29,100	33,300	37,500	41,600	45,800	50,000
	1億円超10億円以下	75,800	86,600	97,500	108,300	119,100	130,000
	10億円超50億円以下	315,000	360,000	405,000	450,000	495,000	540,000
	50億円超	466,600	533,300	600,000	666,600	733,300	800,000

※1 事務所等所在の月数は、暦に従って計算し、所在期間が1月に満たないときは1月とし、1月を超える場合で1月に満たない端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。

※2 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額(同条第17号の2)をいい、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額をいいます。

なお、平成27年4月1日以後に開始する事業年度は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額に、無償増資・無償減資等による欠損填補を行った場合にその額を調整した金額が地方税法上の「資本金等の額」になります。(地方税法第23条第1項4号の5)ただし、この「資本金等の額」と「資本金+資本準備金」の合算額を比較し、上記「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」の合算額に満たない場合、均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」は「資本金+資本準備金」の合算額になります。(地方税法第52条第4項～第6項)

※3 資本金等の額が1千万円以下の法人のほか、公共法人及び公益法人等(非営利型法人に該当する一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等)、人格のない社団等、非営利型法人以外の一般社団法人、一般財団法人及び保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないものが該当します。

#### (2) 法人税割の税率

(単位：%)

法人区分	税率		
	※3	※4	※5
① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える(※1)法人及び保険業法に規定する相互会社			
② 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(分割法人については、分割前の法人税額又は個別帰属法人税額)が年1,000万円(※2)を超える法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。)	5.8	4.0	1.8
③ 上記①、②以外の法人	5.0	3.2	1.0

※1 事業年度終了の日現在の資本金の額又は出資金の額により判断します。

※2 年1,000万円を超えるかどうかは、地方税法施行規則第6号様式の⑤の額(複数の都道府県に事務所等を有する法人は地方税法施行規則第10号様式の⑤の額)により判定します。また、事業年度が1年に満たない場合は、下表により判定します。

※3 平成26年9月30日までに開始する事業年度に適用されます。

※4 平成26年10月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度に適用されます。

※5 平成31年10月1日以後開始事業年度に適用されます。

(単位：円)

事業年度の月数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
年1,000万円に相当する額	833,333	1,666,666	2,500,000	3,333,333	4,166,666	5,000,000
事業年度の月数	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年1,000万円に相当する額	5,833,333	6,666,666	7,500,000	8,333,333	9,166,666	10,000,000

注) 事業年度の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、その端数は切り上げてください。

## 2 法人事業税

(単位:%)

法人の区分		課税標準の区分			税率				
					※7	※8	※9	※10	※11
所得を課税標準とする法人	普通法人(※1) 公益法人等 人格のない社団等	所得割(※2)	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	2.7	3.4	3.4	3.4	5.0
				年400万円を超え 年800万円以下の所得	4.0	5.1	5.1	5.1	7.3
				年800万円を超える所得	5.3	6.7	6.7	6.7	9.6
		軽減税率不適用法人(※3)			5.3	6.7	6.7	6.7	9.6
	特別法人(※4)	所得割(※2)	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	2.7	3.4	3.4	3.4	5.0
				年400万円を超える所得	3.6 (※5)	4.6 (※5)	4.6 (※5)	4.6 (※5)	6.6 (※5)
			軽減税率不適用法人(※3)			3.6 (※5)	4.6 (※5)	4.6 (※5)	4.6 (※5)
		付加価値割			0.48	0.48	0.72	1.2	1.2
外形標準課税法人	資本金の額又は 出資金の額が 1億円超の法人 (※6)	所得割(※2)	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	1.5	2.2	1.6	0.3	1.9
				年400万円を超え 年800万円以下の所得	2.2	3.2	2.3	0.5	2.7
				年800万円を超える所得	2.9	4.3	3.1	0.7	3.6
		軽減税率不適用法人(※3)			2.9	4.3	3.1	0.7	3.6
	資本割			0.2	0.2	0.3	0.5	0.5	
	収入割			0.7	0.9	0.9	0.9	1.3	
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業 保険業を行う法人	収入割			0.7	0.9	0.9	0.9	1.3

## 3 地方法人特別税

(単位:%)

法人の区分	課税標準	税率				
		※7	※8	※9	※10	※11
外形標準課税法人	基準法人所得割額	148	67.4	93.5	414.2	(廃止)
外形標準課税法人以外の法人	(地方税法の規定によって計算した所得割額)	81	43.2	43.2	43.2	
収入割額によって法人事業税を課税される法人		基準法人収入割額				

※1 普通法人とは、法人税法第2条第1項第9号に規定する普通法人のうち、特別法人、外形標準課税法人、収入金額を課税標準とする法人以外の法人のことをいいます。

※2 複数の都道府県に事務所等を有する法人の課税標準の区分は、関係都道府県に分割する前の所得金額によってください。事業年度が一年に満たない場合、「年400万円」とあるのは「年400万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と、「年800万円」とあるのは「年800万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と読み替えてください。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、その端数を切り上げてください。

※3 軽減税率不適用法人とは、所得を課税標準とする法人については、事業年度終了の日の現況において、事務所等の所在する都道府県が3以上かつ資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人、外形標準課税法人については、事業年度終了の日の現況において、事務所等の所在する都道府県が3以上の法人をいいます。

※4 特別法人とは、地方税法第72条の24の7第5項に掲げる法人(医療法人、農業協同組合、信用金庫等)をいいます。

※5 租税特別措置法第68条第1項に規定する法人(特定の地域に居住する者を対象とする協同組合であって、主として物品供給事業を行うもののうち、組合員数が50万人以上、かつ、店舗の売上高が1,000億円以上であるもの)の税率については、地方税法本法附則第9条の2による特例があります。

※6 特別法人(地方税法第72条の24の7第5項に掲げる法人)、公益法人等、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社は除きます。注) 基準法人所得割(収入割)額は、課税免除、不均一課税、仮装経理による税額控除、租税条約の実施に伴う税額控除又は減免の適用がある場合には、それらの適用を受ける前の額となります。

なお、平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、資本割の課税標準となる「資本金等の額」は、資本金等の額(従来どおり、無償増資、無償減資等による欠損填補を調整後の金額)と「資本金+資本準備金」との比較により大きい額とします。

※7 平成26年9月30日までに開始する事業年度について適用されます。

※8 平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度について適用されます。

※9 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度について適用されます。

※10 平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度について適用されます。

※11 平成31年10月1日以後開始する事業年度について適用されます。

## 納付書の記入

法人県民税・事業税・地方法人特別税納付書は、以下の記載例に従って記入してください。  
 なお、市販の会計ソフトで作成した納付書では納付確認に時間がかかります。納税の際は、プレプリント申告書添付の納付書又は下記ホームページからダウンロードした納付書のご使用をお願いします。

※ 県税事務所から送付するプレプリント確定申告書には1～8までを印字しています。  
 金額を訂正する場合は、法人の印鑑(認印)を押して下さい。

### <記載例>

法人 県民税 事業税		領収証書(公)	
都道府県コード 110001	地方法人特別税 埼玉県	口座番号 00160-5-960410	加入者名 埼玉県県税事務所長
所在地及び法人名			
〒330-9301 埼玉県 さいたま市 浦和区 高砂3-15-1 株式会社 ○○○○ 様			
年号 4	年度 29	税目 99	税目 31
年号 4	事業年度の始期 28	調定 04	納税番号 01
事業年度等 28・04・01		から	29・03・31
		まで	納付区分 修正正定
法人県民税	法人税割額	01	6 5 0 0 0 0
	均等割額	02	5 0 0 0 0 0
	延滞金	03	
	計	04	7 0 0 0 0 0
法人事業税・地方法人特別税	所得割額	05	1 5 7 1 2 0 0
	付加価値割額	06	
	資本割額	07	
	収入割額	08	
	地方法人特別税額	09	6 7 8 7 0 0
	計(05~09)	10	2 2 4 9 9 0 0
	延滞金	11	
	過少申告加算金	12	
	不申告加算金	13	
	重加算金	14	
	計(10~14)	15	2 2 4 9 9 0 0
合計額		16	¥ 2 9 4 9 9 0 0
納期限	平成29年5月31日		
課税事務所	○○○○ 県税		
上記のとおり領収しました。(納税者保管)			
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっておりますので、切り離さずに提出してください。			

1 所在地及び法人名  
 ゴム印をお使いの場合は、2～3枚目の押印もれに注意してください。

2 年度  
 県税事務所に申告する年度  
 3 県税  
 県税コード  
 4 事業年度の始期  
 事業年度の始まりの日  
 (下段の事業年度等の始期と同じ日)  
 5 調定  
 申告区分に合わせた調定コード  
 6 納税番号  
 埼玉県固有の9桁の番号  
 7 事業年度等  
 事業年度の始期と終期  
 8 納付区分  
 該当するものを選択(5と同じ)

9 法人県民税  
 法人税割・均等割それぞれの納付額を記入  
 「計(04)」に01～03の合計額を記入

10 法人事業税・地方法人特別税  
 法人事業税・地方法人特別税それぞれの納付額を記入  
 「計(10)」には05～09の合計額を記入

※「計(15)」の金額は「計(10)+11～14」となるので注意

11 合計(16)  
 県民税・事業税、地方法人特別税の合計額を記入  
 ※ 「計(04)」+「計(15)」=「計(16)」

## お知らせ

埼玉県税務課ホームページから、申告書、届出書、納付書等の様式がダウンロードできます。  
 また、各県税事務所のご案内や、県税に関する情報を掲載していますのでご利用ください。

埼玉県税務課ホームページ「くらしと県税」のダウンロードページ

埼玉県 くらしと県税 ダウンロード

検索

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-6.html>



埼玉県のマスコット「コ/トシ」

(H29.9)